

令和3年度 第2回野田市自転車等駐車対策等協議会

日 時 令和4年2月10日

書面議決により

1 議 題

- (1) 会長及び副会長の選任について・・・資料1
- (2) 川間駅の自転車等駐車対策について・・・資料2
- (3) 清水公園駅の自転車等駐車対策について・・・資料3

2 報告事項

- (1) 自転車保険の加入義務化に向けた取り組みについて・・・資料4

議題（1）

会長及び副会長の選任について

野田市自転車等駐車対策等に関する条例第15条第1項に定める会長及び副会長を委員の互選により選任を求めるものです。

会長及び副会長の選任について

自転車等駐車対策等協議会では、野田市自転車等駐車対策等に関する条例第15条第1項の規定で、「協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

本来は、委員委嘱後の最初の会議で会長及び副会長の選任をお願いするところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、書面議決により、会長、副会長職の選任をお願いするものです。

つきましては、書面による選任となることから、会長には、平成14年から本協議会の会長としてご尽力いただいている前任者の内山久雄氏を、副会長には、慣例に基づき、自治会を代表する者が就任していることから、岡村昌夫氏を選任し、委員の皆さまの御同意をお願いするものです。なお、両氏には、予めご了解をいただいております。

(敬称略)

| 職名 | 氏名 | 経歴等 |
|----|-------|---|
| 会長 | 内山 久雄 | 条例区分：学識経験者 東京理科大学 教授 平成7年11月29日から 現在まで協議会委員 平成14年11月7日から協議会会長 |

(敬称略)

| 職名 | 氏名 | 経歴等 |
|-----|-------|---|
| 副会長 | 岡村 昌夫 | 条例区分：自治会を代表する者 推薦団体：野田市自治会連合会 令和3年5月から現在まで協議会委員 |

議題（2）

川間駅の自転車等駐車対策について

1 川間駅南口市営第1自転車等駐車場の返還の経緯

現在の川間駅南口市営第1自転車等駐車場（以下「市営自転車等駐車場」という。）は、平成15年4月1日から東武鉄道株式会社が所有する土地を借用し、市が市営自転車等駐車場を整備している。

運営の状況は、平成17年度までは業務委託、平成18年度以降は、指定管理者制度を導入している。

この度、土地を所有する東武鉄道株式会社から、既存の市営自転車等駐車場の老朽化に伴い、川間駅のイメージアップと駅利用者のサービス向上の観点から、自社で有料駐輪場の整備を行いたいと申し出があり、令和4年3月31日をもって土地を返還することになった。

なお、返還後は、東武鉄道株式会社の同土地を利用し東武鉄道株式会社が有料駐輪場を整備する予定となっており、整備内容については、現在の市営自転車等駐車場よりわずかに縮小となる156台（定期利用111台、一時利用45台）を予定している。

2 現在の施設設置状況

市営自転車等駐車場は、自転車の使用のみとなっている。構造については、屋根付ラック式。供用時間は、午前0時から午後12時まで、使用料は、定期使用で一般は月額1,040円、学生は月額520円となっており、一時使用は1回100円となっている。

| | |
|------|---|
| 所在地 | 野田市尾崎839番地の5 |
| 敷地面積 | 205.15㎡ |
| 建築面積 | 102.89㎡（管理棟3㎡） |
| 構造 | 屋根付ラック式 |
| 収容内容 | 自転車 |
| 供用時間 | 収容時間 午前0時から午後12時まで 入出庫の取扱時間 午前0時から午後12時まで 一時使用の時間帯 月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月31日から1月3日までの日を除く。）の午前6時30分から午後8時まで |
| 使用料 | 定期使用（月額）一般1,040円、学生520円 一時使用（1回）100円 回数券 100円券11枚つづり1,000円 |

3 川間駅周辺の駐輪場

1) 駐輪場設置状況

令和3年11月30日現在、駅南口は、市営第1自転車等駐車場を含む5箇所（市営1箇所、民営4箇所）で収容可能台数495台、北口は、市営暫定無料駐輪場を含む9箇所（市営1箇所、民営8箇所）で収容可能台数1,457台となっており、駅周辺全体では、総収容可能台数1,952台となっている。

(位置：別紙1 川間駅周辺駐輪場位置図参照)

| | | 駐輪場名 | 位置 | 収容可能 台数 | 利用料金 | | | | | |
|-----------|----|--------------------------|--------|------------|------------------------|------------------------|--------------------------|----------|--------|------|
| | | | | | 自転車 | | | 原動機付自転車等 | | |
| | | | | | 定期 | | 一時 | 定期 | | 一時 |
| | | | | | 一般 | 学生 | | 一般 | 学生 | |
| 南口 | 市営 | 川間駅南口市営第1自転車等駐車場 | A | 190台 | 1,040円 | 520円 | 100円 | — | — | — |
| | 民営 | 池田自転車預かり所 | B | 80台 | 1,500円 | 1,500円 | — | — | — | — |
| | | 村松自転車預かり所 | C | 139台 | 1F 2,000円 2F 1,500円 | 1F 2,000円 2F 1,500円 | — | — | — | — |
| | | 三井のリパーク (千葉銀行川間支店駐輪場) | D | 29台 | — | — | 10時間 100円 | — | — | — |
| | | 三井のリパーク (川間駅前) | E | 57台 | — | — | 12時間 100円 | — | — | — |
| 南口計(①) | | | | 495台 | | | | | | |
| 北口 | 市営 | 川間駅北口暫定無料駐輪場 | F | 50台 | — | — | — | — | — | — |
| | 民営 | 深井自転車預かり所 | G | 60台 | 1,500円 | 1,500円 | 100円 | — | — | — |
| | | ナカタ駐輪場 | H | 100台 | 2,000円 | 1,500円 | 150円 | 3,000円 | 2,500円 | 200円 |
| | | 永島自転車預かり所 | I | 50台 | 2,000円 | 2,000円 | — | — | — | — |
| | | 室岡自転車預かり所 | J | 30台 | 2,000円 | 2,000円 | 100円 | — | — | — |
| | | 川間駅北口駐輪場 | K | 1,050台 | 1F 2,100円 2F 1,700円 | 1F 2,100円 2F 1,700円 | 150円 | 2,500円 | 2,500円 | 250円 |
| | | 中田屋米店自転車預かり所 | L | 37台 | 1,500円 | 1,500円 | 中学生以下 100円 高校生以上 150円 | 2,500円 | 2,500円 | 250円 |
| | | 土屋自転車預かり所 | M | 42台 | 2,000円 | 1,500円 | 150円 | — | — | — |
| 伊藤自転車預かり所 | N | 38台 | 2,000円 | 1,500円 | — | 3,000円 | 2,500円 | — | | |
| 北口計(②) | | | | 1,457台 | | | | | | |
| 合計(①+②) | | | | 1,952台 | | | | | | |

2) 収容可能台数と利用状況

市営の利用台数は、その年度で一番多かった一箇月分の利用台数。台数調査は、年間隔月で実施しており、調査の時間帯は、自転車利用が最も多い10時から12時で実施した台数。
 また、民営駐輪場における利用台数は、事業者からの聞き取りによる台数（上段：定期使用、下段：一時使用、（ ）内は原動機付自転車等内数表示）。

| | | 駐輪場名 | 位置 | 収容可能 台数 | 令和3年度 | | 令和2年度 | | 令和元年度 | | 平成30年度 | | 平成29年度 | |
|----------|----|--------------------------|----|------------|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|----------------------|--------|---------------------|--------|
| | | | | | 利用台数 | 利用率 | 利用台数 | 利用率 | 利用台数 | 利用率 | 利用台数 | 利用率 | 利用台数 | 利用率 |
| 南口 | 市営 | 川間駅南口市営第1自転車等駐輪場 | A | 190台 | 171台 19台 | 100.0% | 171台 19台 | 100.0% | 171台 19台 | 100.0% | 171台 19台 | 100.0% | 171台 19台 | 100.0% |
| | 民営 | 池田自転車預かり所 | B | 80台 | 45台 3台 | 60.0% | 57台 3台 | 75.0% | 57台 3台 | 75.0% | 59台 3台 | 77.5% | 60台 3台 | 78.8% |
| | | 村松自転車預かり所 | C | 139台 | 45台 5台 | 36.0% | 45台 5台 | 36.0% | 45台 5台 | 36.0% | 46台 5台 | 36.7% | 49台 5台 | 38.8% |
| | | 三井のリパーク (千葉銀行川間支店駐輪場) | D | 29台 | / | 44.8% | 8台 | 27.6% | / | / | / | / | / | / |
| | | 三井のリパーク (川間駅前) | E | 57台 | 32台 | 56.1% | 28台 | 49.1% | 39台 | 68.4% | 40台 | 70.2% | 24台 | 42.1% |
| 南口計① | | | | 495台 | 333台 | 67.3% | 336台 | 67.9% | 339台 | 72.7% | 343台 | 73.6% | 331台 | 71.0% |
| 北口 | 市営 | 暫定無料駐輪場 | F | 50台 | 18台 | 36.0% | 24台 | 48.0% | 32台 | 64.0% | 42台 | 84.0% | 36台 | 72.0% |
| | 民営 | 深井自転車預かり所 | G | 60台 | 48台 (5台) 2台 | 83.3% | 47台 (5台) 3台 | 83.3% | 57台 (7台) 3台 | 100.0% | 13台 (2台) 3台 | 26.7% | 35台 (6台) 3台 | 63.3% |
| | | ナカタ駐輪場 | H | 100台 | 63台 (6台) 3台 | 66.0% | 35台 (6台) 5台 | 40.0% | 55台 (6台) 5台 | 60.0% | 75台 (5台) 5台 | 80.0% | 50台 (0台) 5台 | 55.0% |
| | | 永島自転車預かり所 | I | 50台 | 6台 | 12.0% | 10台 | 20.0% | 11台 | 22.0% | 12台 | 24.0% | 16台 | 32.0% |
| | | 室岡自転車預かり所 | J | 30台 | 28台 2台 | 100.0% | 28台 2台 | 100.0% | 28台 2台 | 100.0% | 28台 2台 | 100.0% | 23台 2台 | 83.3% |
| | | 川間駅北口駐輪場 | K | 1,050台 | 189台 (10台) 23台 | 20.2% | 290台 (23台) 25台 | 30.0% | 242台 (15台) 30台 | 25.9% | 238台 (18台) 30台 | 25.5% | 285台 (0台) 30台 | 30.0% |
| | | 中田屋米店自転車預かり所 | L | 37台 | 13台 (5台) 2台 | 40.5% | 14台 (2台) 2台 | 43.2% | 14台 (3台) 2台 | 43.2% | 26台 (2台) 2台 | 75.7% | 11台 (1台) 2台 | 35.1% |
| | | 土屋自転車預かり所 | M | 42台 | 16台 (4台) 2台 | 42.9% | 13台 (5台) 2台 | 35.7% | 19台 (0台) 2台 | 50.0% | 22台 (3台) 2台 | 57.1% | 17台 (1台) 2台 | 45.2% |
| | | 伊藤自転車預かり所 | N | 38台 | 24台 (1台) | 63.2% | 30台 (3台) | 78.9% | 35台 (2台) | 92.1% | 35台 (2台) | 92.1% | 19台 (3台) | 50.0% |
| 北口計② | | | | 1,457台 | 439台 (31台) | 30.1% | 530台 (44台) | 36.4% | 537台 (33台) | 36.9% | 535台 (32台) | 36.7% | 536台 (11台) | 36.8% |
| 合計 (①+②) | | | | 1,952台 | 772台 (31台) | 39.5% | 866台 (44台) | 44.4% | 876台 (33台) | 45.6% | 878台 (32台) | 45.7% | 867台 (11台) | 45.1% |

※令和3年度は11月30日現在

4 川間駅利用者数の状況

1) 川間駅の年度別1日平均乗降者数

川間駅乗降者数の過去5年間の推移については、平成30年度までは微増となっていたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多少減少し、令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除となった以降も、大学はリモート授業、会社は週の数日間はテレワークといった社会情勢の変化により、駅の利用者は大幅に減少となっている。

| | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 乗降者数 | 13,136人 | 17,065人 | 17,328人 | 17,286人 | 17,028人 |

5 市営自転車等駐車場使用者の居住地

1) 市営自転車等駐車場定期使用状況

令和3年4月1日現在の市営自転車等駐車場の定期使用者171台のうち、駅南側居住者は125台(73.1%)、北側及び市外居住者は46台(26.9%)となっている。

また、直近3年間の使用状況を見ても、北側居住者及び市外居住者で、平均して40台(23.5%)の利用となっている。

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 平成31年度 | 平均 |
|--------|-------|-------|--------|------|
| 駅南側居住者 | 125台 | 132台 | 133台 | 130台 |
| 駅北側居住者 | 45台 | 36台 | 36台 | 39台 |
| 市外居住者 | 1台 | 2台 | 1台 | 1台 |
| 合計 | 171台 | 170台 | 170台 | 170台 |

2) 川間駅北口暫定無料駐輪場使用者

川間駅北口暫定無料駐輪場(以下、「暫定無料駐輪場」という。)の使用者調査を、令和3年4月23日から11月30日までの平日に実施した結果、1日の平均使用台数は15台(自転車11台、原動機付自転車4台)であった。

参考：令和3年4月26日(月)6時から11時の間で、利用者に居住地の聞き取りを実施した。

その結果、利用状況は、自転車11台、原動機付自転車6台の利用があった。利用者は全員駅北側の居住者であった。

6 市営自転車等駐車場及び暫定無料駐輪場の経費

1) 市営自転車等駐車場管理運営経費と使用料収入

管理運営については、平成18年度以降は指定管理者制度を導入している。

また、管理員は、月曜日から土曜日の午前6時30分から午後8時まで常駐している。

なお、直近5年間の指定管理料と使用料収入では、指定管理料が使用料を上回っていることから、毎年、市の一般財源から持ち出しとなっている。

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 使用料① | 3,426 | 2,470 | 3,244 | 3,355 | 3,500 |
| 指定管理料② | 6,983 | 6,827 | 6,101 | 5,894 | 5,193 |
| 比較(①-②) | ▲3,557 | ▲4,357 | ▲2,857 | ▲2,539 | ▲1,693 |

※令和3年度は予算額

2) 暫定無料駐輪場の管理経費

暫定無料駐輪場については、平成15年10月から東武鉄道株式会社の土地を借用し設置している。

また、令和2年度までは自転車整理業務は毎週月曜の午前6時30分から午前8時まで、一般社団法人野田市シルバー人材センターに業務委託(委託料は次のとおり)をしていた。令和3年度は業務委託を取りやめ、市職員により週1回、自転車の整理及び駐輪場内の清掃を行っている。

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 委託料 | 0 | 78 | 75 | 73 | 71 |

※平成28年度までは、6時30分から8時30分の2時間実施していた

3) 川間駅周辺の放置自転車等撤去状況

川間駅周辺については、平成2年7月1日に「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」及び「野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則」に基づき、自転車等放置禁止区域に指定している。

自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の撤去については、週1回、業者に業務委託し実施しており、自転車等撤去台数は年々減少している。

なお、過去5年間の放置禁止区域内の撤去台数は次のとおり。

| | 令和3年度 (11月末まで) | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 |
|----|-------------------|-------|-------|--------|--------|
| 南口 | 12台 | 13台 | 29台 | 46台 | 74台 |
| 北口 | 7台 | 8台 | 30台 | 48台 | 41台 |
| 合計 | 19台 | 21台 | 59台 | 94台 | 115台 |

7 自転車盗難発生件数

市営自転車等駐車場は、屋根付ラック式の施設となっており、管理員の常駐時間は、午前6時30分から午後8時までとなっている。当該施設は、オープンスペースでラックにはロックがないが、自転車の盗難件数は、令和2年度の2件だけとなっている。

| | 令和3年 (11月末まで) | 令和2年 | 令和元年 | 平成30年 | 平成29年 |
|----------------------------|------------------|------|------|-------|-------|
| 市内の自転車盗難 | 122件 | 191件 | 287件 | 286件 | 326件 |
| 川間支部自転車盗難 | 11件 | 13件 | 21件 | 33件 | 23件 |
| | 9.0% | 6.8% | 7.3% | 11.5% | 7.1% |
| 上記のうち、市営自転車等 駐車場での自転車盗難 | 0件 | 2件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| | 0.0% | 1.0% | 0.0% | 0.0% | 0.0% |

8 市営自転車等駐車場用地返還後の駅周辺における自転車等駐車対策及び放置自転車等対策

川間駅周辺における自転車等駐車対策については、市営自転車等駐車場用地返還後、新たに有料駐輪場を東武鉄道株式会社が整備することとなっているため、南口の自転車等利用者の需要量に対する供給量は確保できる状況であることから、次のとおり対応したい。

1) 南口の自転車等駐車対策

市営自転車等駐車場用地返還後に、東武鉄道株式会社により有料駐輪場を整備する予定となっている。整備内容は、156台（定期利用111台、一時利用45台）を計画しており、現在の市営自転車等駐車場の収容可能台数190台より、わずかに縮小となるが、南口の供給量は新たに整備する有料駐輪場を含め461台を確保できるため、十分対応できると考えている。

参考：(駅南口地域の直近5年間の世帯数推移)

| | 令和3年4月 | 令和2年4月 | 令和元年4月 | 平成30年4月 | 平成29年4月 |
|-------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 岩名一丁目 | 1,398 | 1,394 | 1,393 | 1,378 | 1,383 |
| 岩名二丁目 | 1,192 | 1,180 | 1,154 | 1,131 | 1,125 |
| 五木新町 | 684 | 677 | 665 | 658 | 644 |
| 春日町 | 895 | 863 | 880 | 878 | 864 |
| 計 | 4,169 | 4,114 | 4,092 | 4,045 | 4,016 |

2) 既存の暫定無料駐輪場の対応

駅北口に設置している暫定無料駐輪場については、平成29年3月に開催した平成28年度第1回野田市自転車等駐車対策協議会において「今後の整備主体としては、民間の積極的参加を優先することとし、有料化による受益者負担」と示されたこと、新たに東武鉄道株式会社が整備する有料駐輪場と現在ある民営駐輪場で、駅への自転車利用の需要量に対する供給量を確保することができることから、南口に東武鉄道株式会社が有料駐輪場を開設後、暫定無料駐輪場は廃止することとしたい。

3) 今後の日程

- ・令和4年3月31日：市営自転車等駐車場使用最終日
- ・令和4年4月：市営自転車等駐車場廃止（解体作業開始）
- ・令和4年5月中旬：市営自転車等駐車場解体完了・返還（予定）
- ・令和4年5月：新有料駐輪場整備及び利用者募集開始（東武鉄道株式会社）
- ・令和4年6月上旬：新有料駐輪場利用開始（予定）
北口暫定無料駐輪場廃止（予定）

4) 放置自転車等対策について

川間駅周辺は、平成2年7月1日から自転車等放置禁止区域に指定している。

放置自転車等の撤去状況は、直近5年間では減少傾向となっているが、今後、市営自転車等駐車場及び無料暫定駐輪場を廃止したことで、川間駅周辺の放置自転車等が増加する恐れがあるため、駅周辺における放置自転車等対策をより一層強化する。

5) 東武鉄道株式会社が整備する有料駐輪場（予定）

①整備概要

| | |
|------|--------------------------|
| 整備区域 | 野田市尾崎839番地の5 |
| 敷地面積 | 190.57㎡ |
| 収容台数 | 156台 |
| 利用形態 | 定期利用111台 一時利用（自転車）45台 |
| 整備仕様 | ラック式（ロック付） |

②施設平面図 別紙

③利用料金について

| | |
|--------|------------------|
| 定期利用料金 | ：月/1，900円程度の料金設定 |
| 一時利用料金 | ：1回（12時間）100円 |

議題（3）

清水公園駅の自転車等駐車対策について

1 清水公園駅周辺駐輪場の経緯

清水公園駅周辺駐輪場については、平成29年5月に開催された平成29年度第1回野田市自転車等駐車対策協議会において意見をいただき、清水公園駅東西口に東武鉄道株式会社の所有する土地に、東武不動産株式会社により有料駐輪場を整備することになり、西口は、平成30年2月16日から、東口は、平成30年2月28日から利用を開始している。

また、清水公園駅高架下暫定無料駐輪場（以下、「暫定無料駐輪場」という。）については、駅東西口有料駐輪場の整備に伴い、駅前に設置していた暫定無料駐輪場を閉鎖したため、有料駐輪場整備期間の駅利用者のため及び、駅前の有料駐輪場の利用が安定するまでの間の暫定施設として、市が駅から400メートル離れた七光台駅側の鉄道高架下を東武鉄道株式会社から土地を借用して平成30年1月31日から開設している。

なお、平成29年5月に開催した平成29年度第1回野田市自転車等駐車対策協議会で「基本的に駐輪場は有料化を推進することから、利用状況によって柔軟に対応することとし、3年から5年を目安に今後の利用については、協議会に諮っていく」となっている。

以上のことから、今回、暫定無料駐輪場の今後の利用について、ご協議をお願いしたい。

2 清水公園駅周辺の民営駐輪場利用料金について（東武不動産株）

（位置：別紙2 清水公園駅周辺駐輪場位置図参照）

| 場所 | 利用形態 | 車種 | 収容台数 | 利用料金 |
|----|-------------------|----------------|------------|------------|
| 西口 | 一時利用 TOBU PARK | 自転車 | 62台 | 100円/12時間 |
| | | 原付 | 5台 | 150円/24時間 |
| | 定期利用 ECOPOOL | 自転車(一般) | 171台 | 2,200円/1箇月 |
| | | | | 6,600円/3箇月 |
| | | 自転車(学生) | 171台 | 2,000円/1箇月 |
| | | | | 6,000円/3箇月 |
| 原付 | 5台 | 2,800円/1箇月 | | |
| | | 8,400円/3箇月 | | |
| 東口 | 一時利用 TOBU PARK | 自転車 | 60台 | 100円/24時間 |
| | | 原付 | 5台 | 150円/24時間 |
| | 定期利用 ECOPOOL | 自転車(一般) | 114台 | 1,500円/1箇月 |
| | | | | 4,050円/3箇月 |
| | | 自転車ゆうゆう、 原付 | 26台 | 2,700円/1箇月 |
| | | | 8,100円/3箇月 | |

※一時利用：PASMO利用の割引なし

3 清水公園駅周辺の駐輪場の利用状況

1) 民営有料駐輪場の利用状況

民営有料駐輪場の利用状況としては、西口・東口ともに平成30年度と令和元年度の定期利用を比較すると増加がみられたものの、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり駅全体の利用は約20%の減少となり、令和3年度も同程度の利用状況となっている。

| | 種別 | 位置 | 収納可能台数 | 令和3年度 利用台数 | 令和2年度 利用台数 | 令和元年度 利用台数 | 平成30年 度利用台数 | 最大 | 利用率 |
|---------|------|----|--------|---------------|---------------|---------------|----------------|------|-------|
| 西口 | 一時利用 | A | 67台 | 43台 | 36台 | 54台 | 45台 | 54台 | 80.6% |
| | 定期利用 | B | 176台 | 73台 | 89台 | 93台 | 81台 | 93台 | 52.8% |
| | 計(①) | | 243台 | 116台 | 125台 | 147台 | 125台 | 147台 | 60.5% |
| 東口 | 一時利用 | C | 65台 | 20台 | 21台 | 32台 | 27台 | 32台 | 49.2% |
| | 定期利用 | D | 140台 | 26台 | 20台 | 27台 | 24台 | 27台 | 19.3% |
| | 計(②) | | 205台 | 46台 | 41台 | 59台 | 51台 | 59台 | 28.8% |
| 一時利用 小計 | | | 132台 | 63台 | 57台 | 86台 | 72台 | 86台 | 65.2% |
| 定期利用 小計 | | | 316台 | 99台 | 109台 | 120台 | 105台 | 120台 | 38.0% |
| 合計(①+②) | | | 448台 | 162台 | 166台 | 206台 | 177台 | 206台 | 46.0% |

※定期利用は各年度の一番多かった一箇月分の利用台数を記載し、一時利用は1日平均利用台数を記載している

※令和3年度は11月30日現在

2) 暫定無料駐輪場の利用状況

暫定無料駐輪場の利用状況については、収容可能台数250台を確保しているが、令和元年度から令和3年度の利用台数は、約50台となっており、利用率は約20%となっている。

| 収容可能台数 | 令和3年度 (11月末まで) | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 |
|---------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 250台 (利用率) | 54台 (21.6%) | 52台 (20.8%) | 52台 (20.8%) | 87台 (34.8%) |

※利用台数は、各年度の一番多かった日の利用台数を記載している

4 暫定無料駐輪場の経費及び駅周辺の放置自転車等撤去状況

1) 暫定無料駐輪場の経費

暫定無料駐輪場については、平成30年1月から東武鉄道株式会社の土地を借用し市が整備して設置している。

また、平成30年度から令和2年度まで、祝日を除き毎週月曜から金曜日の午前6時30分から午前8時まで自転車整理業務を一般社団法人野田市シルバー人材センターに業務委託（委託料は次のとおり）をしていた。令和3年度は業務委託を取りやめ、市職員により週1回、自転車の整理と駐輪場内の清掃を行っている。

(単位：千円)

| | 令和3年度 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|
| 委託料 | 0 | 362 | 346 | 341 |

2) 駅周辺の放置自転車等撤去状況

清水公園駅周辺については、平成30年2月1日に「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」及び「野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則」に基づき、自転車等放置禁止区域に指定している。

自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の撤去については、週1回、業者に業務委託し実施しており、自転車等撤去台数は年々減少している。

なお、過去5年間の放置禁止区域内の撤去台数は次のとおり。

| | 令和3年度 (11月末まで) | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 (H30年2月～) |
|--------|-------------------|-------|-------|--------|---------------------|
| 西口撤去台数 | 1台 | 2台 | 2台 | 8台 | 2台 |
| 東口撤去台数 | 0台 | 1台 | 4台 | 6台 | 1台 |
| 撤去台数 計 | 1台 | 3台 | 6台 | 14台 | 3台 |

5 自転車盗難発生件数

暫定無料駐輪場はオープンスペースでラックはなく、管理員の常駐もない施設であるが、自転車盗難件数は、令和2年度2件、令和3年度（11月末まで）1件であり、市内全体の自転車盗難の約1%となっている。

| | 令和3年 (11月末まで) | 令和2年 | 令和元年 | 平成30年 |
|------------------------|------------------|------------|-------------|-------------|
| 市内の自転車盗難 | 122件 | 191件 | 287件 | 286件 |
| 清水支部自転車盗難 | 6件 4.9% | 8件 4.2% | 17件 5.9% | 23件 8.0% |
| 上記のうち、市営暫定無料駐輪場での自転車盗難 | 1件 0.8% | 2件 1.0% | 0件 0.0% | 0件 0.0% |

6 清水公園駅周辺の自転車等駐車対策及び放置自転車等対策

1) 清水公園駅の年度別1日平均乗降者数

清水公園駅乗降者数の過去5年間の推移については、平成30年度までは微増となっていたが、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により多少減少し、令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言は解除となったが、大学はリモート授業、会社は週の数日間はテレワークといった社会情勢の変化により、駅の利用者は大幅に減少となっている。

| 清水公園駅 | 令和2年度 | 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 乗降客数 | 3,428人 | 5,031人 | 5,101人 | 5,085人 | 4,835人 |

2) 既存の暫定無料駐輪場の対応

清水公園駅から七光台駅側の約400メートル付近に設置している暫定無料駐輪場については、平成29年3月に開催した、平成28年度第1回野田市自転車等駐車対策協議会において「今後の整備主体としては、民間の積極的参加を優先することとし、有料化による受益者負担」と示されたこと、西口の民間有料駐輪場は、定期及び一時利用あわせて、最大利用台数時でも96台、東口の民間有料駐輪場で定期及び一時利用あわせて最大利用台数時で146台の余剰があることから、暫定無料駐輪場を利用している約50台が民間有料駐輪場を利用したとしても192台の余剰があることになる。

以上のことから、駅周辺の駐輪場の利用状況は、民間有料駐輪場開設後、約4年を経過し、駅への自転車利用状況が安定したと考えられる。

さらに、駅前に整備した民間有料駐輪場の収容台数にも大分余裕があることから、土地所有者の東武鉄道株式会社との土地賃貸借期間の満了日である令和4年12月31日で暫定無料駐輪場は廃止することとしたい。

3) 放置自転車等対策について

清水公園駅周辺は、平成30年2月1日から自転車等放置禁止区域に指定している。

放置自転車等の撤去状況は直近3年間では減少傾向となっているが、暫定無料駐輪場を廃止することによって清水公園駅周辺の放置自転車等が増加する恐れがあるため、放置自転車等対策をより一層強化する。

報告事項（1）

自転車保険の加入義務化に向けた取り組みについて

令和3年度第1回野田市自転車等駐車対策等協議会において承認された、市独自の自転車保険加入促進のための、損害保険会社と連携して協定を結ぶ取り組みを進めるべく、9月28日より連携・協力会社の募集を開始した。

1 これまでの取り組み

千葉県の自転車保険加入義務化の条例制定に先行し、市独自の自転車保険の加入促進を進めるため、千葉市の事例を参考に、損害保険会社と連携して協定を結び、自転車保険加入の必要性を周知していくこととした。

市から、一般社団法人 日本損害保険協会の会員、一般社団法人 外国損害保険協会の会員、一般社団法人 日本共済協会の会員及び市民等又は事業者提供できる自転車保険を扱っている会社に呼びかけを行い、野田市と連携・協力していただける企業・団体を募集した。

（新たに包括連携協定を締結した保険会社）

令和3年12月23日

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 千葉北支店
- ・損害保険ジャパン株式会社 千葉西支店

（既に市と包括連携協定を締結している保険会社）

- ・三井住友海上火災保険株式会社 千葉支店
- ・明治安田生命保険相互会社 千葉本部

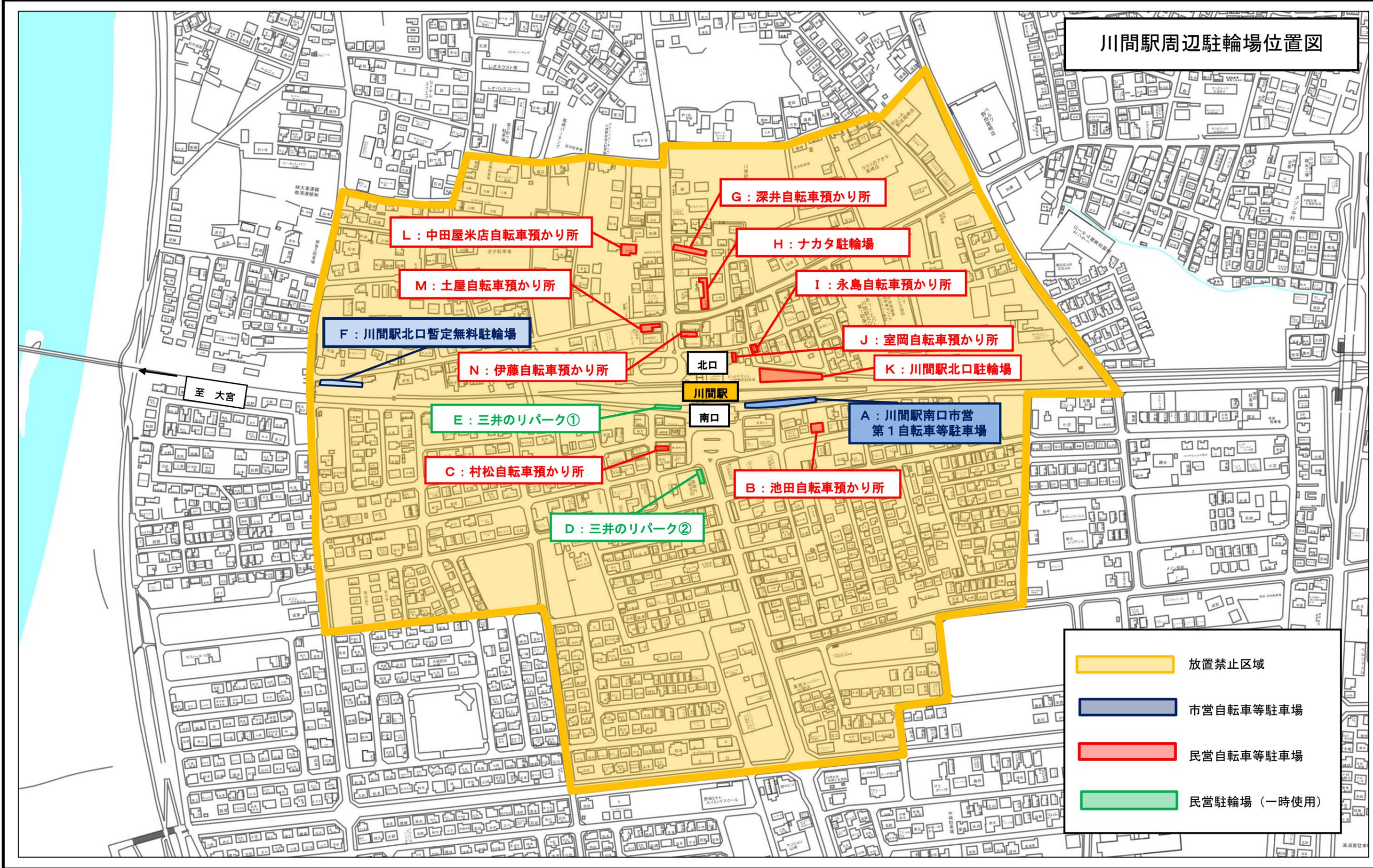
2 今後の取り組み

市は、連携会社と協力し、自転車保険加入促進のための啓発用のチラシを作成し市民へ周知していくほか、市ホームページに自転車保険加入の必要性を掲載していく。

連携会社は、各社が提供している保険の案内チラシやホームページに、自転車保険（個人賠償責任保険含む）への加入の必要性を記載するほか、加入者にあつた保険の提供をするとともに、市へ問合せがあつたとき、対応できる専用の電話番号や相談窓口を設置する。

さらに、市が主催するイベント・キャンペーンや催し物でブースを設置した際、自転車の安全利用（自転車保険加入の必要性を含む）を啓発していくことや、各保険会社と連携し保険の講習会や事業者研修、自転車の交通安全教室を実施していく。

川間駅周辺駐輪場位置図



収容台数

| 種別 | 定期利用 | 一時利用 | 合計 | 備考 |
|-----|------|------|------|----|
| 自転車 | 111台 | 45台 | 156台 | |
| 合計 | 111台 | 45台 | 156台 | |

既設物
管理小屋・ラック・屋根・屋根付き照明：撤去
電源BOX・フェンス：残置

新設照明は高さ2.5Mへ設置する

凡例 ※特記なきものは下記の通りとする。

| 記号 | 名称 | | |
|-------|------------------|-----|----|
| | Bブロック（一時利用：自転車用） | | |
| 設置間隔 | 角度 | 台数 | 備考 |
| 400mm | 90° | 45台 | |
| 合計 | | 45台 | |

| 記号 | 名称 | | |
|-------|-------------------|------|---------------|
| | 平置白線引き（定期利用：自転車用） | | |
| 設置間隔 | 角度 | 台数 | 備考 |
| 400mm | 90° | 101台 | 大枠白線引き、ライン色：白 |
| 合計 | | 101台 | |

| 記号 | 名称 | | |
|-------|-------------------|-----|---------------|
| | 平置白線引き（定期：大型自転車用） | | |
| 設置間隔 | 角度 | 台数 | 備考 |
| 600mm | 90° | 10台 | 大枠白線引き、ライン色：白 |
| 合計 | | 10台 | |

| 記号 | 名称 | | | | |
|-----|--------------------------------|-----|-----|----|----------------|
| | 規約/案内看板 | | | | |
| No. | サイズ | 種別 | 片/両 | 基数 | 備考 |
| ① | 一時利用・定期利用共用 盤面：W1200×H1200 | 自転車 | 片面 | 2基 | フェンス付け |
| ② | 盤面：W400×H270 | 自転車 | 片面 | 1基 | 精算機上 L型看板 |
| ③ | 本体：W600×H1600 盤面：W500×H1300 | 約定 | 片面 | 1基 | 縦型/自立 プレート式 |
| ④ | 一時利用 盤面：W1200×H1200 | 自転車 | 片面 | 1基 | フェンス付け |
| ⑤ | 定期利用 盤面：W1200×H1200 | 自転車 | 片面 | 1基 | フェンス付け |

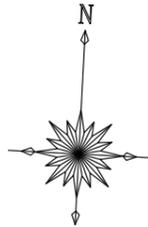
| 記号 | 名称 | |
|-------|-------------|-------|
| | バリカ（ガードパイプ） | |
| サイズ | 本数 | 備考 |
| W1000 | 9本 | プレート式 |

| | | |
|--|--------------|------------------|
| | 新設防犯カメラ | SDカード式（2基） |
| | 新設柱及び新設LED照明 | 3柱、水銀灯100形相当（4基） |
| | 既設コンクリート基礎 | |

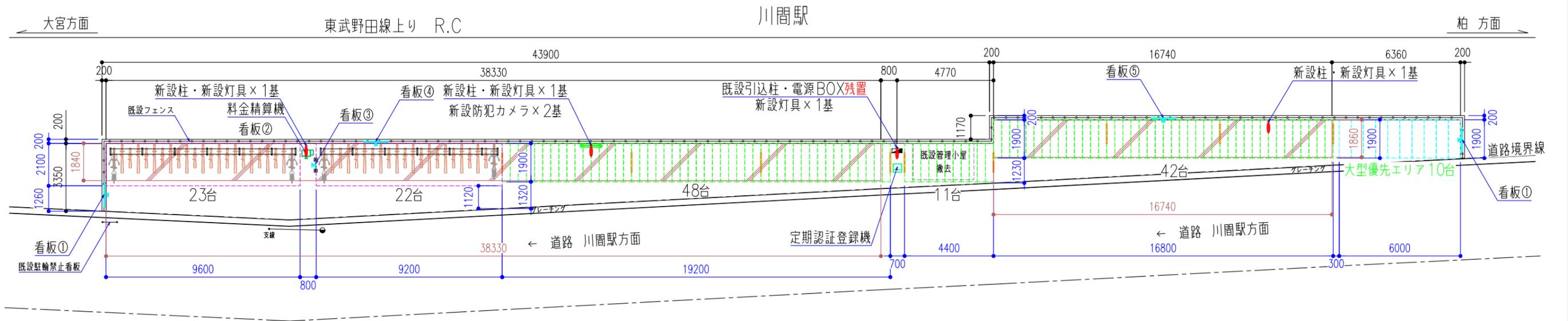
| 記号/名称 | UPS | 有 | | |
|----------|-------------------|--------|---------|---|
| | ES400RW2Pa（料金精算機） | ヘッド照明 | 有 | |
| | | 防犯ブザー | 有 | |
| | | ガンロック | 有 | |
| 仕様（基本） | 備考 | 音声案内 | 有 | |
| 基数 | 1基 | 観機 | IPフォン | 有 |
| 遠隔回線【無線】 | 1基 | | 電気カード対応 | 無 |
| ICカード対応 | 有 | PASMO | Dサイネージ | 無 |
| IC回線【有線】 | 0基 | | テント | 無 |
| IC回線【無線】 | 1基 | | Bプロテクター | 無 |
| L型看板仕様 | 折曲103型 | LCD表示機 | 無 | |

| 記号 | 名称 | | |
|------------|------------------|----|--|
| | EPL500R（定期認証登録機） | | |
| 仕様 | 備考 | | |
| 基数 | 1基 | 子機 | |
| 遠隔操作装置（有線） | 0基 | | |
| 遠隔操作装置（無線） | 0基 | | |

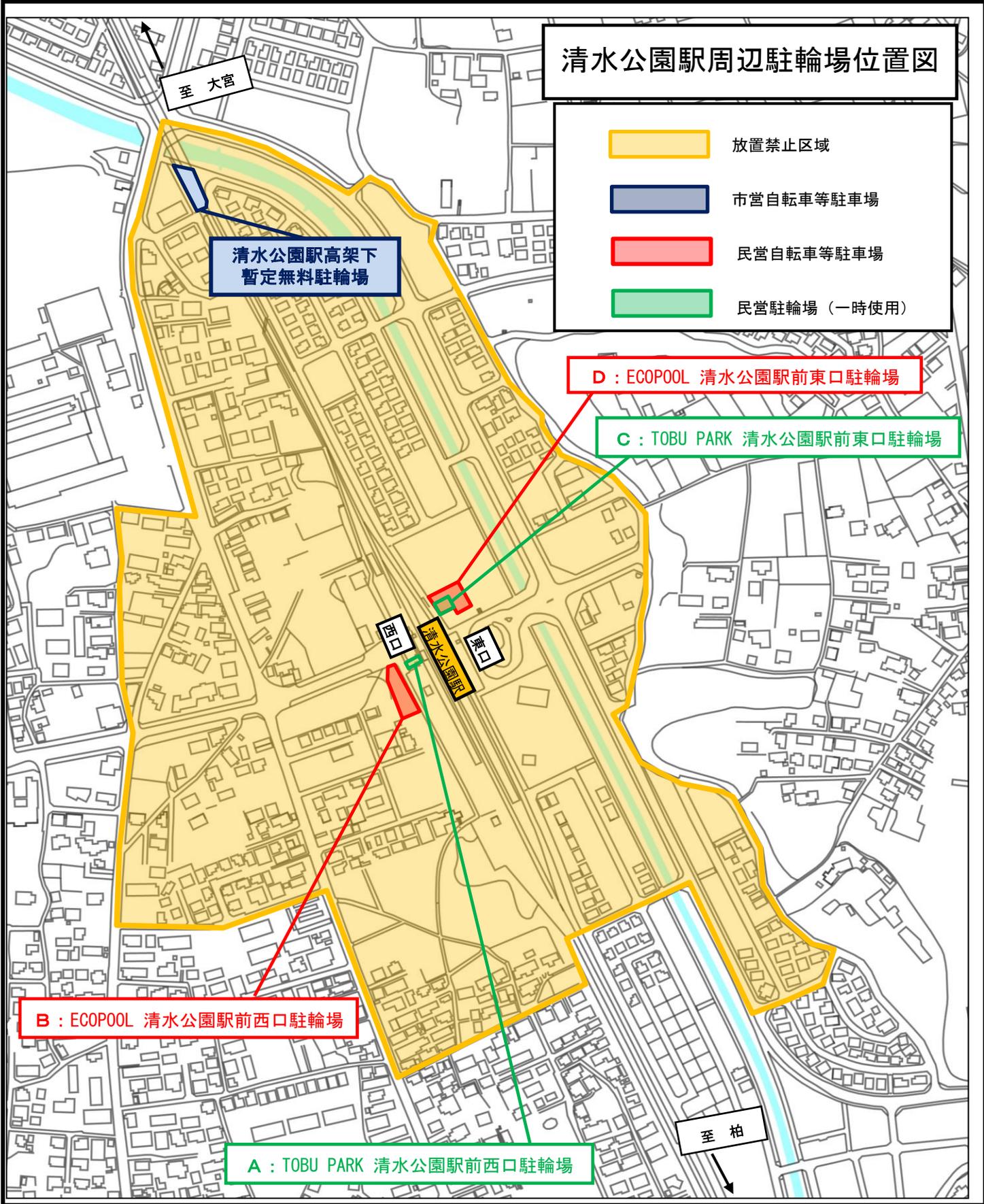
精算機1・・・電波強度：3
アップロード速度平均値（Mbps）：1.64



事業地面積：190.57㎡



| | | | | | | | | | |
|------|--|------|--|----|-------|-----|------------------|-----|------------|
| 特記事項 | | 修正事項 | | 営業 | 設計 | 工事名 | TOBUPARK川間駅南口駐輪場 | 図書 | 210208CU-0 |
| | | | | 縮尺 | 1/200 | 図面名 | 平面配置図：パターン② | 作成日 | 2021.02.15 |



参考資料 目次

- 1 野田市自転車等駐車対策等協議会委員名簿
(令和3年12月28日現在)
- 2 市営自転車等駐車場使用料
- 3 市営自転車等駐車場施設内容
- 4 野田市自転車等駐車場条例 (写し)
- 5 野田市自転車等駐車場条例施行規則 (写し)
- 6 野田市自転車等駐車対策等に関する条例 (写し)
- 7 野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則 (写し)

野田市自転車等駐車対策等協議会委員名簿

(任期：2年 令和3年11月29日から令和5年11月28日)

(※公募委員 令和3年12月28日から令和5年12月27日)

(令和3年12月28日現在)

(敬称略)

| 区 分 | 役 職 | 氏 名 |
|--------------|--------------------|---------|
| 交通安全協会を代表する者 | 一般社団法人野田交通安全協会 会長 | 深 津 憲 一 |
| 鉄道事業者を代表する者 | 東武鉄道株式会社 野田市駅長 | 佐 藤 修 一 |
| 輪業組合を代表する者 | 北総輪業組合 組合長 | 新 井 章 |
| 商店街連合会を代表する者 | 商店街連合会 会長 | 岡 安 誠 人 |
| 自治会を代表する者 | 野田市自治会連合会 常任理事 | 岡 村 昌 夫 |
| 女性団体を代表する者 | 野田市女性団体連絡協議会 理事 | 五百川 和家恵 |
| 自転車預り所を代表する者 | ナカタ駐輪場 | 中 田 禎 子 |
| 学識経験者 | 東京理科大学理工学部 教授 | 内 山 久 雄 |
| 関係行政機関の職員 | 千葉県東葛飾土木事務所 野田出張所長 | 西 潟 敬 幸 |
| | 千葉県野田警察署 地域課長 | 前 川 禎 浩 |
| 関係教育機関の職員 | 千葉県立野田中央高等学校 教諭 | 赤 坂 美 里 |
| 公募に応じた市民 | 公募委員 | 稲 又 博 英 |

市営自転車等駐車場使用料

□自転車等駐車場の開所時間

| 名称 | 住所・連絡先 | 開所時間 |
|-----------|-------------------------------|------------------------------|
| 野田市駅市営 | 野田 114 番地の 11 TEL7121-5315 | 6時30分～20時 日・祝・年末 年始を除く |
| 川間駅南口市営第1 | 尾崎 839 番地の 5 TEL7129-8940 | |
| 梅郷駅東口市営 | 山崎 1873 番地の 7 TEL7121-3196 | 4時45分 ～翌日1時15分 |

□自転車等駐車場の使用料

(定期：月額)

| 野田市駅市営、川間駅南口市営第1 | | | | | |
|------------------|-------------|-----------|-------------|--------|--------|
| 定期 | 自転車 | 一般 | | 1,040円 | |
| | | 学生 | | 520円 | |
| | 原動機付自転車 | | | 2,610円 | |
| 一時 使用 | 自転車 | 一回 | | 100円 | |
| | | 11枚つづり回数券 | | 1,000円 | |
| | 原動機付自転車(屋外) | 一回 | | 150円 | |
| | | 11枚つづり回数券 | | 1,500円 | |
| 梅郷駅東口市営 | | | | | |
| 定期 | 自転車 | 一般 | 地下1階・1階・2階 | 1,570円 | |
| | | | 3階(屋根なし) | | 1,040円 |
| | | | 1階 | | 1,570円 |
| | | 学生 | 地下1階・2階 | | 1,040円 |
| | | | 3階(屋根なし) | | 520円 |
| | | | 原動機付自転車(屋外) | | |
| 一時 使用 | 自転車 | 一回 | | 150円 | |
| | | 11枚つづり回数券 | | 1,500円 | |
| | 原動機付自転車(屋外) | 一回 | | 150円 | |
| | | 11枚つづり回数券 | | 1,500円 | |

※いずれも原動機付自転車は50cc以下です

※川間駅南口市営第1は、原動機付自転車は駐車できません

□自転車等保管所(旧専売公社跡地)

野田市清水246-1 (呉服屋とみやま店前)

開所日・時間：金～日(祝日除く) 13:00～16:00

移送料 : 自転車 1,650円

原付 3,300円

市営自転車等駐車場 施設内容

○野田市駅市営

| | |
|------|--|
| 整備場所 | 野田市野田 1 1 4 番地の 1 1 |
| 敷地面積 | 5 9 8 . 7 0 m ² |
| 建築面積 | 3 5 7 . 4 1 m ² (管理棟 6 . 6 2 m ²) |
| 構 造 | 屋根付平置式 (一部屋外) |
| 収容台数 | 4 7 1 台 (内、一時利用 2 7 台) |

○川間駅南口市営第 1

| | |
|------|--|
| 整備場所 | 野田市尾崎 8 3 9 番地の 5 |
| 敷地面積 | 2 0 5 . 1 5 m ² |
| 建築面積 | 1 0 2 . 8 9 m ² (管理棟 3 m ²) |
| 構 造 | 屋根付ラック式 |
| 収容台数 | 1 9 0 台 (一時利用 1 9 台) |

○梅郷駅東口市営

| | |
|------|---|
| 整備場所 | 野田市山崎 1 8 7 3 番地の 7 |
| 敷地面積 | 8 2 4 . 0 7 m ² |
| 建築面積 | 4 7 2 . 2 7 m ² |
| 延床面積 | 1 4 9 3 . 9 9 m ² |
| 構 造 | 鉄筋コンクリート造地下 1 階、鉄骨造地上 3 階 |
| 収容台数 | 1, 6 5 0 台 内訳：自転車 1, 5 7 0 台 (一時利用 1 5 7 台) 原動機付自転車 8 0 台 (屋外) (一時利用 8 台) 地下：407 台、1 F：381 台、2 F：398 台、3 F：384 台 |
| 整備仕様 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下 1 階から地上 2 階までの各階駐車スペースは、計画収容台数を確保するために、スライドラックを採用し、床の仕上げを滑りにくい防滑仕様の塗装とする。3 階については区画線によるゾーン表示とする。 ・また、斜路付階段には、自転車を上の階に上げるために自走式ベルトコンベアーを設置する。 |

○野田市自転車等駐車場条例

平成 14 年 12 月 27 日

野田市条例第 24 号

注 平成 19 年 12 月から改正経過を注記した。

改正 平成 17 年 9 月 30 日条例第 18 号

平成 19 年 12 月 27 日条例第 34 号

平成 21 年 3 月 31 日条例第 8 号

平成 21 年 9 月 30 日条例第 27 号

平成 25 年 12 月 27 日条例第 40 号

平成 26 年 12 月 25 日条例第 29 号

平成 31 年 3 月 26 日条例第 8 号

令和 2 年 3 月 3 日条例第 1 号

令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号

(設置)

第 1 条 市内の駅周辺における自転車等の駐車秩序を確立することにより、街の美観を維持するとともに、自転車等利用者の駐車の特便を図るため、本市に自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------------------|---------------------|
| 野田市駅市営自転車等駐車場 | 野田市野田 1 1 4 番地の 1 1 |
| 川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場 | 野田市尾崎 8 3 9 番地の 5 |
| 梅郷駅東口市営自転車等駐車場 | 野田市山崎 1 8 7 3 番地の 7 |

(平 21 条例 27・平 26 条例 29・令 2 条例 1・一部改正)

(供用時間等)

第 3 条 駐車場の供用時間及び入出庫（自転車等を駐車場に入庫させ、又は駐車場から出庫させることをいう。）の取扱時間は、規則で定める。

(平 26 条例 29・一部改正)

(指定管理者の業務)

第 4 条 次に掲げる川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場及び梅郷駅東口市営自

転車等駐車場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

- (1) 駐車場の使用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が定める業務

（平21条例8・令2条例1・一部改正）

第5条から第7条まで 削除

（平21条例8）

（利用できる車両）

第8条 駐車場を使用することができる車両は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車（以下これらを総称して「自転車等」という。）とする。

（駐車場の使用区分）

第9条 駐車場の使用区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期使用 次条第1項の許可に基づき定期的に使用することをいう。
- (2) 一時使用 規則で定める時間帯に一時的に使用することをいう。

（使用の許可）

第10条 駐車場を定期使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。ただし、一時使用にあつては、次条に定めるところにより使用料を納付することにより使用することができる。

2 前項の許可の有効期間は、許可を受けた日の属する月の翌月の初日から当該年度の末日までとする。

3 指定管理者は、駐車場の収容能力を越えるときその他駐車場の管理上支障があると認めるときは、駐車場の使用を許可しない。

（使用料）

第11条 駐車場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 一時使用については、当該使用料に相当する回数券の使用をもって使用料の納付に代えることができる。

3 前項の回数券の種類及び料金は、別表のとおりとする。

(使用料の免除)

第12条 指定管理者は、規則で定める基準により、使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める場合にあっては、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、駐車場を使用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は駐車場の使用を拒否することができる。

(1) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたと認められるとき。

(2) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(移送等)

第15条 市長は、駐車場の使用の許可をした期間を超えて駐車している自転車等がある場合は、当該自転車等を移送し、保管することができる。

2 野田市自転車等駐車対策等に関する条例(昭和63年野田市条例第19号)

第10条及び第11条の規定は、前項の規定により自転車等を移送し、保管する場合について準用する。

(令3条例6・一部改正)

(損害賠償)

第16条 使用者は、駐車場の施設等を破損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場内における損害の責任)

第17条 駐車場に駐車する自転車等の盗難、損傷又は滅失については、市及び指定管理者はその賠償の責めを負わない。

(野田市駅市営自転車等駐車場の管理)

第 17 条の 2 野田市駅市営自転車等駐車場の管理についての第 10 条第 1 項及び第 3 項、第 12 条、第 14 条各号列記以外の部分及び同条第 3 号並びに前条の規定の適用については、これらの規定（同条を除く。）中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。

（令 2 条例 1 ・追加）

（委任）

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、平成 15 年 2 月 1 日から施行する。

（施行日前の使用許可）

2 市長は、施行日前においても、第 5 条第 1 項の定期使用の許可の例により、駐車場の定期使用を許可し、当該使用料を徴収することができる。この場合において、当該許可の手続き等については、市長が定める。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日野田市条例第 18 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例（以下この項において「新条例」という。）第 4 条第 2 項から第 4 項まで及び第 7 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例の例によりすることができる。

附 則（平成 19 年 1 月 27 日野田市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 31 日野田市条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に第1条から第14条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、野田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成21年野田市条例第7号。以下この項において「指定管理者条例」という。）の規定に相当の規定があるものは、指定管理者条例の相当の規定によってしたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現に指定管理者の指定を受けているものに対する業務報告の聴取については、なお従前の例による。

附 則（平成21年9月30日野田市条例第27号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から、附則第3項の規定は、平成21年11月15日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第11条の規定による野田市駅市営第1自転車等駐車場、野田市駅市営第2自転車等駐車場及び川間駅南口市営第1自転車等駐車場の使用料に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 新条例第11条の規定による梅郷駅東口市営自転車等駐車場の使用料に関し必要な手続その他の行為は、同条の規定の例により、この条例の施行前においても行うことができる。

(定期使用に係る使用料の還付)

- 4 平成21年12月分から平成22年3月分までの定期使用に係る使用料をこの条例の公布の日前に納付した者は、納めた月分につきこの条例による改正前の野田市自転車等駐車場条例別表の当該使用料の額から新条例別表の当該使用料の額を控除した額の還付を請求することができる。

附 則（平成25年12月27日野田市条例第40号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の次に掲げる条例の規定によりなされた許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（１）から（６）まで 略

（７） 野田市自転車等駐車場条例

附 則（平成２６年１２月２５日野田市条例第２９号）

この条例は、平成２７年１月１日から施行する。ただし、第３条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成３１年３月２６日野田市条例第８号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の次に掲げる条例の規定によりなされた許可に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

（１）から（７）まで 略

（８） 野田市自転車等駐車場条例

附 則（令和２年３月３日野田市条例第１号）

（施行期日）

1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の野田市自転車等駐車場条例（以下「新条例」という。）第２条に規定する野田市駅市営自転車等駐車場に係る新条例第１７条の２の規定により読み替えて適用する新条例第１０条第１項の規定による定期使用の許可、新条例第１１条第１項の規定による使用料の納付及び新条例第１３条の規定による使用料の還付に関し必要な手続その他の行為は、新条例の施行前においても行うことができる。

附 則（令和３年３月２４日野田市条例第６号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

別表（第 11 条第 1 項、第 3 項）

（平 21 条例 27・全改、平 25 条例 40・平 31 条例 8・令 2 条例 1・一部改正）

1 野田市駅市営自転車等駐車場及び川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場使用料

| | | |
|-------------|----|------------------------|
| 1 定期使用（月額） | | |
| 自転車 | 一般 | 1,040 円 |
| | 学生 | 520 円 |
| 原動機付自転車 | | 2,610 円 |
| 2 一時使用（1 回） | | |
| 自転車 | | 100 円 |
| 原動機付自転車 | | 150 円 |
| 3 一時使用（回数券） | | |
| 自転車 | | 100 円券 11 枚つづり 1,000 円 |
| 原動機付自転車 | | 150 円券 11 枚つづり 1,500 円 |

2 梅郷駅東口市営自転車等駐車場使用料

| | | | |
|-------------|---------|------------------------|---------|
| 1 定期使用（月額） | | | |
| 自転車 | 一般 | 地下 1 階、1 階及び 2 階 | 1,570 円 |
| | | 3 階 | 1,040 円 |
| | 学生 | 1 階 | 1,570 円 |
| | | 地下 1 階及び 2 階 | 1,040 円 |
| | | 3 階 | 520 円 |
| | 原動機付自転車 | | 2,610 円 |
| 2 一時使用（1 回） | | | |
| 自転車 | | 150 円 | |
| 原動機付自転車 | | 150 円 | |
| 3 一時使用（回数券） | | | |
| 自転車 | | 150 円券 11 枚つづり 1,500 円 | |

原動機付自転車

150円券11枚つづり 1,500円

備考

- 1 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学又は通園している者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。
- 2 回数券の料金は、発行の際に徴収するものとする。

○野田市自転車等駐車場条例施行規則

平成 14 年 12 月 27 日

野田市規則第 44 号

注 平成 20 年 9 月から改正経過を注記した。

改正 平成 15 年 3 月 31 日規則第 14 号

平成 16 年 7 月 30 日規則第 45 号

平成 17 年 9 月 30 日規則第 60 号

平成 20 年 9 月 30 日規則第 46 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 19 号

平成 21 年 9 月 30 日規則第 38 号

平成 22 年 7 月 30 日規則第 29 号

平成 23 年 5 月 19 日規則第 29 号

平成 26 年 12 月 25 日規則第 40 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 46 号

平成 30 年 10 月 26 日規則第 74 号

令和 2 年 3 月 3 日規則第 6 号

令和 2 年 9 月 8 日規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野田市自転車等駐車場条例（平成 14 年野田市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令 2 規則 6 ・ 一部改正)

(供用時間等)

第 2 条 条例第 3 条の規則で定める供用時間及び入出庫の取扱時間並びに条例第 9 条第 2 号の規則で定める一時使用の時間帯は、次のとおりとする。

| 駐車場の名称 | 供用時間 | 入出庫の取扱時間 | 一時使用の時間帯 |
|--------------------|-------------------|-------------------|---|
| 野田市駅市営自転車等駐車場 | 午前 0 時から午後 12 時まで | 午前 0 時から午後 12 時まで | 月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する |
| 川間駅南口市営第 1 自転車等駐車場 | | | |

| | | |
|----------------|----------------------|--|
| | | 休日及び12月31日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前6時30分から午後8時まで |
| 梅郷駅東口市営自転車等駐車場 | 午前4時45分から翌日午前1時15分まで | 午前4時45分から翌日午前1時15分まで |

2 指定管理者は、必要があると認める場合は、入出庫の取扱時間若しくは一時使用の時間帯を変更し、又は駐車場の全部若しくは一部の使用を休止することができる。

(平21規則38・平26規則40・令2規則6・令2規則52・一部改正)

(指定申請書等)

第2条の2 野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成21年野田市条例第7号。以下「手續条例」という。)第3条の申請書は、野田市自転車等駐車場指定管理者指定申請書とする。

2 手續条例第3条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 当該申請書を提出する日の前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平20規則46・一部改正、平21規則19・旧第2条の3繰上・一部改正、令2規則6・一部改正)

(選定等の通知)

第2条の3 市長は、手續条例第4条の規定による審査をしたときは、その結果を野田市自転車等駐車場指定管理者選定結果通知書により通知するものとする。

2 市長は、手続条例第5条の規定により指定管理者を指定したときは、野田市自転車等駐車場指定管理者指定通知書により通知するものとする。

(平21規則19・旧第2条の4繰上・一部改正、令2規則6・一部改正)

(業務報告書の記載事項)

第2条の4 手続条例第10条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 自転車等駐車場の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 自転車等駐車場の管理に係る経費の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事項

(平21規則19・旧第2条の5繰上・一部改正)

(定期使用の許可)

第3条 条例第10条第1項の規定により定期使用をしようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、野田市自転車等駐車場定期使用申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申請者が条例別表に規定する学生であるときは、学生証その他学生であることが確認できる書面を提示しなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定するものとする。

4 指定管理者は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、野田市自転車等駐車場定期使用申請結果通知書により当該申請者に通知するとともに、定期使用を許可したときは定期使用券を交付するものとする。

5 定期使用の許可を受けた者(以下「定期使用者」という。)は、駐車場を使用するときは、前項の定期使用券を携帯し、指定管理者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(令2規則6・一部改正)

(使用料の納付等)

第4条 定期使用者は、当該使用月分の使用料を前月の末日までに納付しなければならない。この場合において、定期使用者は、3箇月分又は6箇月分の使用料を一括して納付することができる。

2 指定管理者は、使用料の納付を受けたときは、定期使用シールを当該定期使用者に交付するものとする。

3 定期使用シールの交付を受けた定期使用者は、当該シールを当該自転車等の見やすい箇所に貼らなければならない。

(令2規則6・一部改正)

(一時使用の方法)

第5条 条例第10条第1項ただし書の規定により一時使用をしようとする者は、回数券(条例第11条第2項の回数券をいう。以下同じ。)を使用する場合を除き、駐車場に入場する際に使用料を納付し、一時使用券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により一時使用券の交付を受けた者は、当該一時使用券を当該自転車等に貼らなければならない。

3 回数券を使用して一時使用をしようとする者は、当該回数券を当該自転車等に貼らなければならない。

4 回数券は、野田市自転車等駐車場一時使用券によるものとする。

(令2規則6・一部改正)

(申請事項等の変更の届出)

第6条 定期使用者は、次に掲げる申請書記載事項に変更が生じたときは、直ちに野田市自転車等駐車場定期使用変更届を指定管理者に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名

(2) 通勤又は通学先

(3) 使用車種

(4) 使用区分

(令2規則6・一部改正)

(定期使用券等の再交付)

第7条 定期使用者は、定期使用券又は定期使用シール(以下「定期使用券等」という。)を紛失等により再交付を受けようとするときは、野田市自転車等駐車場定期使用券等再交付申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、当該定期使用者に定期使用

券等を再交付する。

(令 2 規則 6 ・ 一部改正)

(使用料の免除)

第 8 条 条例第 1 2 条の規定により使用料を免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当する者が、定期使用料の納付により駐車場を利用するときとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

(2) 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号。厚生事務次官通知）第 5 の 2 の規定により療育手帳の交付を受けている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(4) 生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 1 条第 1 項各号に規定する扶助を受けている者

(5) 児童扶養手当法（昭和 3 6 年法律第 2 3 8 号）により手当の支給を受けている者及びその世帯の児童（同法第 3 条第 1 項の児童をいう。）

(6) 野田市養育者支援手当条例（平成 1 5 年野田市条例第 4 号）により手当の支給を受けている者及びその世帯の児童

(7) その他市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、野田市自転車等駐車場定期使用料免除申請書にその事実を証明する書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。

3 使用料の免除を受けている者は、その理由が消滅したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(平 2 2 規則 2 9 ・ 令 2 規則 6 ・ 一部改正)

(使用料の還付)

第 9 条 条例第 1 3 条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその還付額は、次に定めるとおりとする。

(1) 有効期間の開始日前に定期使用券が不要となった場合 既納の使用

料の額

(2) 有効期間内に定期使用券が不要となった場合 既納の使用料の額から使用経過月分の使用料を控除した額

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、野田市自転車等駐車場定期使用料還付申請書に定期使用券等を添えて、市長に提出しなければならない。

(令2規則6・一部改正)

(遵守事項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 盗難防止のため、自転車等に施錠すること。

(2) 他の自転車等の駐車を妨げる行為をしないこと。

(3) 発火、引火又は爆発のおそれのある危険物を持ち込まないこと。

(4) 駐車場の施設を破損し、又は汚損する行為をしないこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をしないこと。

(定期使用の譲渡、転貸禁止)

第11条 定期使用者は、駐車場を定期使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(放置自転車等の処理)

第12条 市長は、駐車場内に長期間放置されている自転車等があるときは、当該自転車等を遺失物法（平成18年法律第73号）その他法令の規定により処理するものとする。

(平21規則38・一部改正)

(野田市駅市営自転車等駐車場の管理)

第12条の2 野田市駅市営自転車等駐車場の管理についての第2条第2項、第3条第1項、第3項、第4項及び第5項、第4条第2項、第6条、第7条第1項及び第2項並びに第8条第2項及び第3項の規定の適用については、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(令2規則6・追加)

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(令 2 規則 6 ・全改)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(平 2 1 規則 3 8 ・旧附則 ・一部改正)

(使用料の還付に関する特例措置)

2 条例第 1 1 条第 1 項に規定する使用料の改正に伴い、既に納付した平成 2 1 年 1 2 月分から平成 2 2 年 3 月分までの間の定期使用に係る使用料に過納が生じるときは、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、使用料を還付することができる。この場合において還付の手続については、同条第 2 項の規定を準用する。

(平 2 1 規則 3 8 ・追加)

附 則 (平成 1 5 年 3 月 3 1 日野田市規則第 1 4 号)

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年 7 月 3 0 日規則第 4 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の既存の規則の規定に基づき作成された様式は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成 1 7 年 9 月 3 0 日野田市規則第 6 0 号)

この規則は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 9 月 3 0 日野田市規則第 4 6 号)

この規則は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 3 月 3 1 日野田市規則第 1 9 号)

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 9 月 3 0 日野田市規則第 3 8 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定及び別記第 3 号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の野田市自転車等駐車場条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定によりされた手続は、この規則による改正後の野田市自転車等駐車場条例施行規則（次項において「新規則」という。）の規定によりされた手続とみなす。
- 3 旧規則第5条の規定により交付された回数券は、新規則第5条の規定により交付された回数券とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現にある旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成22年7月30日野田市規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成23年5月19日野田市規則第29号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成26年12月25日野田市規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日野田市規則第46号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月26日野田市規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月3日野田市規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 野田市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和2年野田市条例第

1号)による改正後の野田市自転車等駐車場条例第2条に規定する野田市駅市営自転車等駐車場に係るこの規則による改正後の野田市自転車等駐車場条例施行規則(以下「新規則」という。)第12条の2の規定により読み替えて適用する新規則第3条の規定による定期使用の許可及び新規則第4条の規定による使用料の納付等に関し必要な手続その他の行為は、新規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和2年9月8日野田市規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

○野田市自転車等駐車対策等に関する条例

昭和 63 年 10 月 1 日

野田市条例第 19 号

注 令和元年 9 月から改正経過を注記した。

改正 平成 7 年 3 月 24 日条例第 2 号

平成 15 年 3 月 25 日条例第 3 号

令和元年 9 月 25 日条例第 13 号

令和 2 年 3 月 26 日条例第 12 号

令和 3 年 3 月 24 日条例第 6 号

(題名改称)

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。）に基づき、駅周辺の道路、広場その他公共の場所等における自転車等の駐車秩序を確立することにより、都市環境の整備その他自転車等に関する施策の総合的な推進を図ることを目的とする。

(令 3 条例 6 ・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所等 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。
- (2) 自転車等 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車及び同項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (3) 放置 自転車等の利用者（所有者を含む。以下同じ。）が当該自転車等を離れて直ちに移動させることができない状態をいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 大型店舗等 百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場その他自

転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設をいう。

(令3条例6・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、必要な施策を講じなければならない。

(自転車等利用者の責務)

第4条 自転車等の利用者は、自転車等の放置により良好な生活環境を悪化させないよう努めるとともに、市長の実施する施策に積極的に協力しなければならない。

2 自転車等の利用者は、当該自転車等の見やすい箇所に自己の住所及び氏名又は名称、電話番号等を明記するとともに、防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第5条 鉄道事業者及び一般乗合旅客自動車運送業者（以下「鉄道事業者等」という。）は、市長の実施する自転車等の放置の防止に関する施策及び自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業の調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付その他の措置を講ずることにより、自転車等駐車場の設置に積極的に協力し、自ら自転車等駐車場の設置に努めなければならない。

(施設設置者の責務)

第6条 大型店舗等の設置者及び官公署その他公益施設の設置者は、周辺の土地利用を勘案し、その敷地内若しくは周辺に自転車等駐車場を設置するように努めなければならない。

(放置禁止区域の指定)

第7条 市長は、自転車等駐車場が整備されている区域で、自転車等の放置により良好な生活環境が阻害されていると認められる区域について、自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、放置禁止区域を変更することができる。

3 市長は、前2項の規定により放置禁止区域を指定し、又は変更したときは、

その旨を告示しなければならない。

(自転車等の放置の禁止)

第 8 条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

(放置自転車等に対する措置)

第 9 条 市長は、前条の規定に違反して放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去し、一定の場所に移送し保管することができる。

(移送した自転車等の措置)

第 10 条 市長は、前条の規定により自転車等を撤去移送したときは、その旨を告示するとともに、当該自転車等がその利用者に引取られるための必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置を講じた後もなお利用者が現れない自転車等については、処分する旨の告示の日から 1 月経過後処分することができる。

(費用の徴収)

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により自転車等を移送し保管したときは、その移送に要した費用を規則で定めるところにより、当該自転車等の利用者から徴収することができる。

(協議会の設置及び所掌事務)

第 12 条 法第 8 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、野田市自転車等駐車対策等協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 自転車等の駐車対策に関する重要事項について市長に意見を述べること。

(2) 前号に掲げるもののほか、自転車等の施策の総合的な推進に関する重要事項について市長に意見を述べること。

(令 3 条例 6 ・ 一部改正)

(組織)

第 13 条 協議会は、委員 14 人以内で組織する。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(委員)

第 1 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 交通安全協会を代表する者
- (2) 鉄道事業者を代表する者
- (3) 輪業組合を代表する者
- (4) 商店街連合会を代表する者
- (5) 自治会を代表する者
- (6) 女性団体を代表する者
- (7) 自転車預り所を代表する者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関の職員
- (1 0) 関係教育機関の職員
- (1 1) 公募に応じた市民

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(令元条例 1 3 ・ 追加、令 2 条例 1 2 ・ 一部改正)

(会長及び副会長)

第 1 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(会議)

第 1 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(令元条例 1 3 ・ 追加)

(意見の聴取等)

第17条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令元条例13・追加)

(委任)

第18条 この条例の実施に関し、必要な事項は市長が定める。

(令元条例13・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月24日野田市条例第2号)

(施行期日)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日野田市条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月25日野田市条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年11月29日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日野田市条例第12号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月24日野田市条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の野田市自転車等放置防止に関する条例第14条第1項の規定により野田市自転車等駐車対策協議会の委員として委嘱されている者については、その任期中に限り、この条例による改正後の野田市自転車等駐車対策等に関する条例第14条第1項の規定により野田市自転車等駐車対策等協議会の委員として委嘱された者とみなす。

(野田市自転車等駐車場条例の一部改正)

3 野田市自転車等駐車場条例（平成14年野田市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「野田市自転車等放置防止に関する条例」を「野田市自転車等駐車対策等に関する条例」に改める。

○野田市自転車等駐車対策等に関する条例施行規則

昭和 6 3 年 1 1 月 2 5 日

野田市規則第 3 2 号

注 平成 1 8 年 9 月 から改正経過を注記した。

改正 平成 6 年 3 月 3 1 日規則第 2 号

平成 7 年 3 月 2 4 日規則第 6 号

平成 9 年 3 月 3 1 日規則第 2 号

平成 9 年 1 2 月 2 5 日規則第 4 5 号

平成 1 8 年 9 月 2 9 日規則第 5 6 号

平成 2 3 年 5 月 1 9 日規則第 2 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 7 日規則第 4 1 号

平成 2 9 年 6 月 9 日規則第 3 6 号

平成 3 1 年 3 月 2 8 日規則第 3 3 号

令和元年 9 月 2 5 日規則第 2 1 号

令和 3 年 3 月 2 4 日規則第 1 5 号

(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野田市自転車等駐車対策等に関する条例（昭和 6 3 年野田市条例第 1 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元規則 2 1 ・ 令 3 規則 1 5 ・ 一部改正)

(放置禁止区域の指定又は変更の周知)

第 2 条 市長は、条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定により自転車等の放置を禁止する区域（以下「放置禁止区域」という。）を指定したとき又は変更したときは、当該区域内に放置禁止区域標識を設置し、自転車等の利用者（所有者を含む。以下同じ。）に周知するものとする。

(平 3 1 規則 3 3 ・ 一部改正)

(放置禁止区域の指定又は変更の告示)

第 3 条 条例第 7 条第 3 項に規定する告示は、当該区域の範囲を明らかに表示して行い、その期間は 1 4 日間とする。

(撤去・移送の通告)

第4条 市長は、条例第9条の規定により自転車等を撤去移送する場合は、あらかじめ放置されている自転車等に撤去移送する旨を明示した放置自転車等撤去移送警告書を付けて、撤去移送を通告するものとする。

(平31規則33・一部改正)

(引取りの通知等)

第5条 市長は、条例第9条の規定により自転車等を保管したときは、自転車等保管台帳に当該自転車等の特徴等を記載するものとする。

2 移送保管した自転車等で利用者が確認できるものについては、自転車等引取通知書により利用者に通知するものとする。

(平31規則33・一部改正)

(告示)

第6条 条例第10条第1項の規定による移送並びに保管する告示の期間は、14日間とする。

2 条例第10条第2項の規定による処分をする旨の告示の期間は、14日間とする。

3 前2項の告示は、野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示して行うものとする。

(平29規則36・平31規則33・一部改正)

(自転車等の返還)

第7条 条例第9条の規定により保管した自転車等の利用者が当該自転車等の返還を受けようとするときは、保管自転車等返還願を市長に提出しなければならない。

(平31規則33・一部改正)

(費用の徴収)

第8条 条例第11条に規定する費用の額は、自転車については1台につき1,650円とし、原動機付自転車については1台につき3,300円とする。

2 撤去の日前に警察署に対し盗難届が提出されている自転車等については、前項の費用は、徴収しないものとする。

(平25規則41・平31規則33・一部改正)

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(令元規則21・旧第15条繰上・一部改正)

附 則

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年3月31日野田市規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の次の各号に掲げる規則の規定に基づき作成された様式は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) から (33) まで (省略)

(34) 野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則

(35) から (45) まで (省略)

附 則 (平成7年3月24日野田市規則第6号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日野田市規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年6月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第8条の規定は、施行日以後の移送に係る費用から適用し、施行日前の移送に係る費用については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年12月25日野田市規則第45号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第8条の規定は、施行日以後の移送保管に係る手数料から適用し、施行日前の

移送保管に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日野田市規則第 56 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

2 この規則の施行に伴い新たに委嘱される野田市自転車等駐車対策協議会の委員の任期は、第 2 条の規定による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第 10 条第 1 項本文の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成 23 年 5 月 19 日野田市規則第 29 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の旧規則の様式用の紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 25 年 12 月 27 日野田市規則第 41 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規則第 8 条第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に徴収する野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和 63 年野田市条例第 19 号）第 11 条に規定する費用について適用する。

附 則（平成 29 年 6 月 9 日野田市規則第 36 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日野田市規則第 33 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の野田市自転車等放置防止に関する条例施行規

則第 8 条第 1 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日以後に徴収する野田市自転車等放置防止に関する条例（昭和 63 年野田市条例第 19 号）第 11 条に規定する費用（以下「費用」という。）について適用し、同日前に徴収する費用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 9 月 25 日野田市規則第 21 号）

この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日野田市規則第 15 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。